

令和8年8月6日

「飲食料品に対する消費税減税」について

公益財団法人 全国法人会総連合
会 長 齋 藤 保

政府は、本年2月に社会保障国民会議を設置し、国民の受益と負担に深く関わる「給付付き税額控除」や「飲食料品の消費税率ゼロ」を含めた「社会保障と税の一体改革」について検討を重ねてきた。

こうした中、政府・与党は、令和11年度から本格導入する「所得に連動したきめ細かな給付」の経過措置として、令和9年4月から2年間に限り、飲食料品に係る消費税率を1%に引き下げるとともに、飲食料品に係る消費税1%相当分の範囲内で給付を実施する方針を決定した。

しかしながら、消費税収は、全て社会保障財源に充てることとされている。飲食料品に係る税率を1%に引き下げた場合の減収額は約4兆3千億円、消費税1%分に相当する給付額は約6千億円と見込まれている。その財源として補助金・租税特別措置の見直し、税外収入の確保が示されているものの、十分とはいえない。必要な財源が確保されなければ、社会保障制度の安定的な運営に支障を来すおそれがある。さらに、2年後に税率を元に戻すことが困難となった場合には、令和11年度に導入が予定されている「所得に連動した新たな給付制度」と相まって、追加的な財政負担が生じることとなる。

また、事業者は近年、インボイス制度への対応や電子帳簿保存法に伴う電子データ保存への対応、所得税制の改正による年末調整事務など、事務負担や納税協力コストの増加に直面している。そのような状況下において、2年間の時限的措置のために販売管理システムや会計システムの改修、価格表示の変更、社員教育等を実施することは、多大なコストと事務負担を伴う。さらに、簡易課税制度適用事業者や免税事業者への影響についても十分配慮する必要がある。

物価高に苦しむ国民生活への支援の必要性は十分認識しているものの、消費税率の引き下げが物価高対策として十分な効果を発揮するかについては、慎重な検証が求められる。とりわけ、人手不足が深刻化する中小企業・小規模事業者にとっては、今回の制度変更に伴う追加的な事務負担やコストは、経営に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

以上のことから、経営者の団体である法人会は、飲食料品に係る消費税率の引き下げについて、社会保障財源への影響、財政健全化との整合性、さらには中小企業・小規模事業者に及ぼす事務負担やコストの増加などを総合的に勘案すると、慎重に検討されるべきものと考えます。

政府・与党においては、国民生活への支援と社会保障制度の持続可能性、事業者の負担軽減の両立を図る観点から、十分な議論を尽くすとともに、丁寧な制度設計を行うことを強く求める。

以 上